

○直轄工事における特定建設工事共同企業体の運用について

平成15年9月16日国港管第559号、国港建第105号
最終改正 平成18年6月13日国港総第223-2号、国港建第67号
港湾局総務課長、建設課長から各地方整備局総務部総括調整官、港湾空港部長あて

今般、特定建設工事共同企業体により行わせる競争に単体有資格業者等の参加を認めるものとし、「港湾建設局施工直轄工事における共同企業体の取扱いについて」（昭和63年12月27日付け港管第4087号。以下「通達」という。）を発出したところであるが、当該通達の運用については、下記によることとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

なお、「直轄工事における特定建設工事共同企業体の運用について」（平成11年12月21日付け港管第2270号）は廃止する。

また、大規模かつ技術的難易度の高い工事については、特定建設工事共同体、単体有資格業者等を問わず、同種工事の施工実績等の競争参加資格について、确实かつ円滑な施工が確保されるよう、慎重に確認を行うこと。

記

単体有資格業者等の競争参加資格

単体有資格業者等に求める客観点数、同種工事の施工実績、配置予定技術者の同種工事の経験等については、特定建設工事共同企業体の代表者に求めるものと同様とするものとする。

附則

本通達は、平成15年10月1日以降入札公告等を行う工事より適用する。

附則

本通達は、平成18年6月13日以降入札公告等を行う工事より適用する。